

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	林育生
論文題目	Yiguan Dao in Thailand: A New Religious Organization in Contemporary Thai Buddhist World (タイにおける一貫道 ー現代タイ仏教世界における新宗教団体ー)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、現代タイ国における中国・台湾系新宗教である一貫道の民族誌である。中国から台湾を経て伝えられた一貫道は、現在では華僑華人のみに限らずタイ人信者をも多く獲得している点の特徴である。本論文ではこの一貫道の、民族境界を越えた急成長を、信者たちの社会的ネットワークに着目して分析している。</p> <p>第一章は序論であり、本論文の問題意識と理論的立場が述べられている。東南アジアにおける一貫道はこれまで、主に中国宗教研究の射程の中であつかわれ、東南アジアの華僑華人における中国的伝統の保持や復興という図式の中で論じられる傾向にあった。本論文ではそれに代え、タイ国の新宗教のひとつとして一貫道をとらえなおす立場を提唱する。</p> <p>第二章では、一貫道の成立とタイ国への導入が論じられる。タイ国における一貫道は、20世紀後半以降に急速に信者を拡大している。そこでの特徴は、信者を華僑華人のみならず土着タイ人の間からも獲得していることである。このことは、単純な中国宗教論や華僑華人アプローチでは一貫道の動態をとらえきれないこと、むしろそれはタイ国における近代化の進展とのかかわりにおいて把握すべきであることを示している。</p> <p>第三章では、一貫道と既存のタイ仏教との間で生じている論争やトラブルがとりあげられる。タイ国における中国系宗教は、広義の仏教の一環として受け入れられ、そのため既存の仏教教団と大きな摩擦を生むことなく共存してきたとこれまでの先行研究では述べられてきた。そうした見解が一面的であることを、一貫道の事例は示している。一貫道とタイ仏教との関係は、むしろ主流宗教に対して新宗教として独自性を打ち出そうとしていることに規定されており、またそうしたタイ仏教との競合的な関係のなかで、一貫道が自らのアイデンティティを模索していることがそこでは明らかになる。</p> <p>第四章では、一貫道の組織構造における特徴が論じられる。中国本土で当初は非合法団体として活動を開始した一貫道は、そうした背景から非常に複雑かつ細分化された分派が構成され、組線と呼ばれる分派ごとに傘下の仏堂や信者の動員が行われている。そのため信者たちは、教団活動への参加や教団内での位階の昇進にあたっては、タイ全国に複雑に張り巡らされた組線のネットワークに沿って頻繁に移動することが</p>			

義務づけられることになる。これは近代化・産業化の進展にともない移動性が高まっているタイ社会の現状にうまく適合しているだけでなく、そうした一貫道のネットワークそのものが、未知の土地に赴く人々に対しての疑似的なコミュニティとして機能している。また一貫道の教義の中には、教線拡大への貢献の重要性が組み込まれており、未知の土地での他者とのかかわりが積徳行為として義務づけられていることが、さらにそうした傾向を補強している。

第五章では、一貫道の信者に女性が多くみられる点に着目し、一貫道の組織における女性の地位についての考察が行われる。一貫道は中国の伝統的徳目の復興という主張をその教義の中に含んでおり、そのかぎりではきわめて保守的な傾向をもつ。にもかかわらず、その支持者の多くが女性である。これは、見かけ上の保守性にもかかわらず、実際の組織の運用面では一貫道が女性信者により多くの機会を提供するという事実を反映している。それは教団内での女性の昇進機会の保証や、移動性の高い組織構造の中で女性信者に与えられる、家庭や出身地を離れた場所での活躍機会の提供などである。こうした点が、タイ国の宗教市場におけるタイ仏教との競合の中で、一貫道が女性を中心に支持者を拡大している要因となっている。

終章（第六章）では、以上の考察をふまえ、一貫道の視点からのタイ宗教論が展開される。従来のタイ宗教論では、近代化に伴い既存の僧院組織が正統性を弱め、それに飽き足らない個人が、自己の欲望を満足させるために特定のカリスマ僧崇拝や護符崇拝に傾斜するという図式が幅広く受け入れられてきた。それに対し一貫道の事例が示しているのは、伝統的仏教教団の外部で生じているさまざまな新宗教運動が、必ずしも伝統的教団からの個の開放というかたちでとらえられないということである。一貫道の全国に張り巡らされた組線のネットワークや教線拡大の教義は、移動性の高い現代社会の中で、なおかつ移動性とコミュニティとを両立させる試みとしてとらえるのである。

(論文審査の結果の要旨)

タイ国における宗教研究では、これまでタイ仏教研究と華僑華人研究との役割分担が自明視されてきた。つまりタイ仏教研究がパーリ三蔵を中心とする、より正統的とされる対象に関心を集中させ、中国系、インド系の神仏などを視野から除外してきたのに対し、華僑華人研究は中国由来の要素にのみ視点を局限し、タイ国の宗教的環境を考慮の外に置く傾向が見られたのである。そうした役割分担のなかで、一貫道など中国由来の宗教は、華僑華人研究が排他的に取り上げるべき主題であり、タイ仏教論とは何の関係もないものであるかのような合意が成立していた。それに対し、一貫道をタイ国の新宗教として取り上げようという本論文の試みは、いま述べたような役割分担への野心的な挑戦となっている。

本論文の学術的な意義は、以下の三点である。

第一に、本論文は、華僑華人研究の狭隘な問題構成を発展的に乗り越えている。上記のようにこれまで一貫道は華僑華人研究の主たる研究主題とされてきた。それらのアプローチにおいては、中国国外における華僑華人エスニシティや中国的伝統の維持を見出すことが自己目的化する傾向にあり、したがって議論の関心が中国性Chinesenessの有無という一点にのみ集中するという問題を招きやすい。それに対し本論文では、タイ国における一貫道の発展にはタイ人信者の参加が大きく貢献している点を明らかにし、中国系宗教と華僑華人エスニシティとのあいだに自動的に一対一の対応関係を想定することのあやうさを具体的に示している。本論文での考察が示しているのは、一貫道の事例はむしろ現代タイ国の宗教をめぐる状況を理解するうえで、非常にユニークな視点を提供できるということである。このように本論文では、タイ仏教論と華僑華人論の分業関係を批判するだけでなく、一貫道の事例にもとづきその解決方法を具体的に示している点に大きな意義が認められる。

第二に、広義のタイ仏教徒世界における異種混交性について、本論文は新たな視点を提示している。正統サンガ(僧団)への関心に特化してきたタイ仏教論に対しては、非正統的な要素に着目することでそれを相対化する試みが従来もなされてきた。しかしそれらは、総じていえば、タイ仏教といわれるものが多様な伝統によって構成されているという事実の指摘に終始する傾向にあり、新たなモデルを提示していない。タイ国の公定宗教としての仏教は、サンガの正統性に挑戦しない限り、多様な伝統が広義の仏教の枠内で併存することを許容しており、そのため、広義のタイ仏教という大枠内で、中国由来の新宗教を含む非正統的な要素が併存してきた。しかしそうした事実への言及もまた、単に多様な伝統の存在の指摘に終始する傾向をふみこえていない。そうした傾向に対し本論文で着目するのは、非正統的な要素と正統サンガとの間の摩擦である。従来の研究が静態的な事実の列挙にとどまっていたのは、正統サンガと外来要素とのコンフリクトが想定されてい

ないという問題に由来する。それに対し本論文では、一貫道信者と既存タイ仏教徒との論争に着目することで、広義の仏教という大枠を共有しつつも、そのなかで動的な競合関係が展開されていることを明らかにした点に大きな意義が認められる。

第三に、本論文は、タイ国における宗教の世俗化や私事化をめぐる議論に大きな貢献をなしている。近年のタイ国における宗教状況を説明するにあたっては、いわゆる世俗化論に由来する視角が暗黙裡に援用されることが多かった。人々の既成教団離れや個人的満足の追求（現世利益追求や瞑想ブームなどをその典型とする）といった図式がそれである。つまり社会全体にとっての天蓋を構成してきた伝統的教団が近代化に伴って瓦解し、宗教的欲求の私事化がそれにとって代わるという理解である。本論文は、一貫道の事例にもとづき、こうした理解に正面から反論している。新宗教運動のひとつとしての一貫道の事例が示しているのは、それがタイ国における宗教の私事化を促進しているというよりは、移動性の高い現代社会に適合的な疑似コミュニティの創造と、個人化したスピリチュアリティの希求とが同時並行的に進行しているという点である。こうした理解を経由させるならば、現代タイ国における新宗教運動や現世利益追求、護符崇拜、瞑想ブームといった現象もまた、新たな視角から再検討することが必要になる。このように本論文は、一貫道の事例を通してタイ宗教論全体の見直しを迫るという点において大きな意義が認められる。

以上のように本論文は、中国由来のタイ新宗教としての一貫道のありかたを、その信者たちの生活史に寄り添いながら緻密に描き出すことによって、現代タイ国の宗教と社会についての新たな理解を示したきわめて優れた研究である。それは東南アジア地域研究および宗教研究に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成29年2月1日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認められた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。